

諮問事項に係る視察報告（視察実施日：令和2年2月13・14日）

視察の目的

諮問事項「市民活動団体の力をまちづくりに生かす方策」に係る、市民活動推進委員会における検討を行うにあたり、先進自治体における市民活動団体と地域活動団体の連携等に係る具体的な事例を学ぶことで、より実効性の高い方策の研究につなげる。

1 大阪府豊中市

(1) 地域自治組織と学生等若者・NPO等との協働によるモデル事業

①導入の経緯

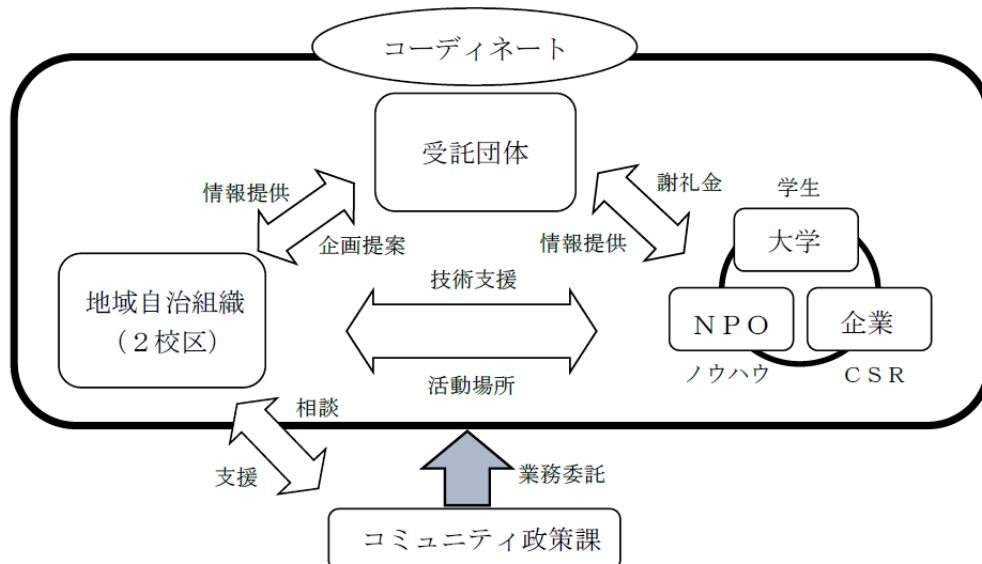
平成26年度に地域自治推進条例の運用状況を点検したところ、「地域自治についての理解の促進」「地域コミュニティ活性化の基盤の整備」「取組みの担い手の発掘・育成」「地域における担い手の育成」が方向性として挙げられた。このことから、若い世代の人たちが地域活動に参加できるような取組みを促進するとともに、地域内外のNPOや事業者などがそれぞれのノウハウを地域の課題解決に活かせるような方策を検討し、地域自治組織と学生等若者・NPO等との協働によるモデル事業（以下、モデル事業）の実施に至った。

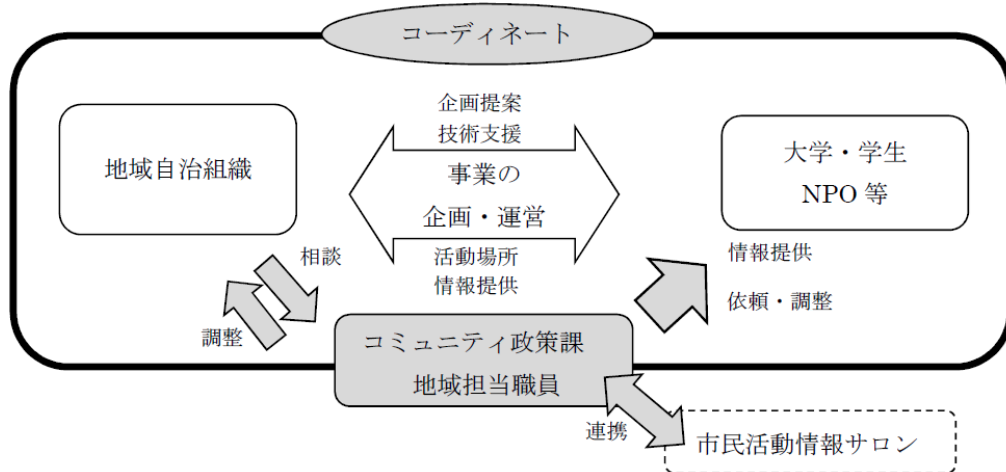
②スケジュール

27年度	5月～6月	モデル事業企画・実施業務の受託団体募集
	6月下旬～7月下旬	公開プレゼンテーションと審査 仕様の協議、契約の締結
	8月～3月	事業開始 若者シンクタンクの創設（参加する若者の確保、大学への働きかけ） ネットワークの構築（市民活動団体との連携） 地域自治組織への参画（企画・実施に関するコーディネート） 意識調査、分析（アンケート、ヒアリング）、報告書の作成
28年度	6月～3月	事業開始 各主体間の顔合わせ、打合せ、各イベント等の実施 意識調査、分析（振り返り、ヒアリング）、報告書の作成
29年度	4月～3月	前年度に引き続き実施（全て継続事業）各イベント等の実施 意識調査、分析（振り返り、ヒアリング）、報告書の作成

③事業の枠組み

平成27年度





④事業実施地域等一覧

年度	地域	事業名	コーディネーター
H27	北丘校区	子育て関連団体の運営支援（新千里北町・地域子ども教室「北丘わくわくキッズ」企画・運営支援）	(一社) ソーシャルギルト
		子育て事業支援（子育て意見交流会）	
		子育て事業支援（環境整備及び地域交流支援）	
		子育て事業支援（北町みんなでペイント祭り）	
	小曽根校区	広報事業支援（小曽根小学校区における、防災をテーマとした地域広報紙の企画・編集）	
H28	南桜塚校区	防災事業支援	コミュニティ政策課（地域担当職員）
	小曽根校区	広報事業支援（広報誌発行事業）	
		広報事業支援（ホームページ作成事業）	
H29	南桜塚校区	防災事業支援	
	小曽根校区	広報事業支援（広報誌発行事業）	

⑤対象地域の選定

- ・平成 27 年度は、地域自治組織を設立し、課題解決に向けた取り組む地域を選定した。
- ・北丘校区については、単年度でノウハウを得ることができたため、一部取組みを除き、平成 28 年度以降は継続しなかった。
- ・平成 28 年度も、地域自治組織を設立し、課題解決に向けた取り組む地域を選定した。
- ・平成 29 年度は、平成 28 年度と同様の地域を継続した。

⑥協力団体の選定

- ・平成 27 年度は、受託団体のネットワークから選定に至った。
- ・平成 28 年度は、大学については前年度受託団体からの紹介、市民活動団体については行政職員のつながりで選定に至った。

⑦費用

- ・団体、企業への謝礼は、会議等 1 回につき 1 人 2 万円。
- ・大学への謝礼は、会議等 1 回につき教授は 2 万円、生徒は 1 人 2 千円。

⑧実施にあたっての留意事項

- ・大学との協働にあたっては、地域側の受け入れ態勢を整えたり、メンバーが年度ごとに変わる学生への説明を行うために、年度当初に両者が参加するオリエンテーションを開催する等、丁寧な導入を心がけた。

- ・地域と団体との信頼関係を構築できるように市が後押しすることで、地域の力が育ち、自立した地域運営が可能となる。

⑨モデル事業終了後の方向性

- ・平成 29 年度実施地区については、地域が主体となり、協働を継続する。
- ・モデル事業の成果、ノウハウを踏まえ、平成 30 年度から刀根山校区において協働事業（ホームページ作成事業）を実施している。
- ・団体への謝礼については地域が負担し、金額については地域と団体の協議とする。

(2) 豊中市市民活動情報サロン

①施設概要

- ・平成 13 年 7 月に豊中駅舎内の 1 室に開設した。
- ・運営管理業務は、令和元年度から令和 3 年度までは「特定非営利活動法人とよなか ESD ネットワーク」に運営を委託している。
- ・業務内容は、「情報発信の場の提供及び交流の場の提供に関すること」
「情報の収集及び提供に関すること」
「相談に関すること（地縁型団体の運営等に関する相談対応を含む）」
「講座の開催及び啓発の実施に関すること」
「協働・連携の推進に関すること」
「その他、情報サロンの役割を果たすために必要な事業」
(メールボックス、ロッカー、シェアデスク、ミーティングスペース貸出)

②運営者の選定

- ・提案公募型委託制度*を活用した。
- ・5 団体から応募があり、公開プレゼンテーション・審査を経て受託団体を決定した。
- ・審査主体は、豊中市市民公益活動推進委員会。

※提案型公募委託制度

…市が提示する課題に対して、市民公益活動団体から事業の企画提案を募り、開かれた場での審査を経て、よりよい事業企画を採用し、委託契約を結ぶ制度。事業の企画段階から協働することに特徴があり、団体の持つ専門性や技術、ネットワーク等を最大限に活かすために、委託内容の詳細な事項を団体と市が協議して作成する。

③地域に関する実施事業

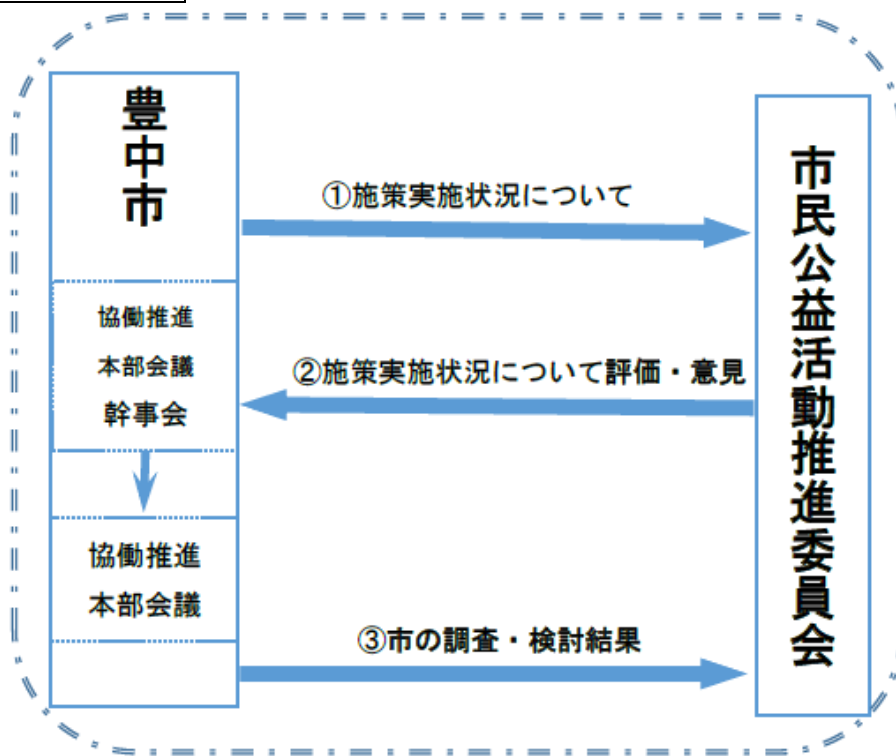
- ・地縁型団体の運営等に関する相談対応
前受託団体における、「市民活動おでかけ講座」を引き継ぎ、相談対応の中で、地域のニーズに応じ市民活動団体を派遣している。
- ・協働マッチング交流会
行政職員と市民公益活動団体・事業者が出会い、つながりを深めて、協働を進めるための場づくりを行う。
- ・まちづくりセミナー DVD 上映会
市民と行政がともにまちづくりを進めていくための身近な課題をテーマにした事例紹介や、まちづくりの担い手育成をテーマとした講座の DVD を上映し、参加者間で意見交換を行う。月一回程度実施しているが、毎回数人～5 人程度の参加がある。

(3) 協働推進本部会議等

①概要

平成24年度から、協働推進に関する全庁的な課題の検討及び調整等を行う本部会議を設置するとともに、協働推進に必要な検討及び連絡調整等を行う協働推進員を全部局に配置している。実務的には、「市民公益活動推進施策実施状況報告書」（市民公益活動推進条例に基づき毎年作成しているもの）の作成に係ることが、主な審議内容となっている。

報告書の作成の流れ



施策実施状況報告書への掲載・公表

②会議体制

体制		主な役割
協働推進本部会議 (年1回程度)		<ul style="list-style-type: none"> 協働推進に関する全庁的な課題の検討及び調整 協働推進に関する施策の市民公益活動推進委員会からの評価に対する調査・検討 地域自治組織の活動及び形成に向けた取組みに関する情報共有 ほか
協働推進本部会議幹事会 (年2回程度)		<ul style="list-style-type: none"> 協働推進に関する全庁的な課題の検討及び連絡調整 協働事業市民提案に関する調査及び成案化検討事業の採否 協働推進に関する施策の市民公益活動推進委員会からの評価に対する調査・検討 地域自治組織の活動及び形成に向けた取組みに関する情報共有 地域自治組織と市の協議や協定締結 ほか
協働推進員	主任	<ul style="list-style-type: none"> 協働手法の導入検討、部内の各課等にまたがる地域課題の検討に向けた調整 ほか
	推進員	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業市民提案に関し、提案団体との意見交換 地域課題に関する地域担当職員(コミュニティ政策課)との連絡調整・情報共有 ほか

③課題等

- ・協働推進員等を設置するだけでなく、制度を活用した働きかけが重要であり、平成30年度は6年ぶりに協働推進員説明会を実施し、協働事業に関する制度や役割の理解を深めた。

(4) その他、地域活動団体と市民活動団体の連携を促進する方策等

①協働事業市民提案制度等

- ・協働を推進する制度として「市民公益活動推進助成金制度」「提案公募型委託制度」「協働事業市民提案制度」があり、助成金により活動を軌道に乗せ、公募委託事業により経験を積み、地域課題解決のための協働事業を提案・実施していくという段階的な発展を想定。
- ・提案公募型委託制度については、平成30年度は市から4事業を募集し、計9団体から応募があり、4事業とも実施に至った。(市民活動情報サロン運営業務を含む)
- ・協働事業市民提案制度については、平成30年度は2事業の仮申込があり、市との事前意見交換を行ったが、提案に至ったのは0件であった。

②豊中市における「協働の文化」づくり事業

- ・平成29年度に、協働事業市民提案制度を活用してNPO法人とよなかESDネットワークから提案があり、コミュニティ政策課が担当課となり、平成30年度から実施に至った。

(大学教授にアドバイザーを依頼)

・事業目的

「協働」について、過去の協働事例や現状の制度について検討を行うことにより、「協働」のあり方を検討し、合わせて、市民と行政が「協働」について学べる場を提供することにより、豊中市において協働が文化として根付くことを目的とする。

・取組内容

「協働の文化づくり」検討会	「協働のあり方」について検討を行う。 ・過去の協働事例についての検証 ・現状の制度の課題等について検討 ・「協働の文化づくり」への検討
ワーキンググループ	検討会における検討内容の整理 ・過去の事例検証と分析 ・現状の制度の「見える化」
学びの場づくり	市民と行政職員が「協働」について学び主体的に取り組む学びの場づくり ・講座及びワークショップの開催 ・協働について提案団体に相談ができる労働相談窓口の設置 ・協働を推進するための庁内広報誌きょうどう通信「協DO」への編集協力

※協働ガイドラインの作成や、所管課への支援を充実させる方向性で検討を進める。

豊中市の視察から得たこと

- ・モデル事業の事例より、継続的な協力関係を構築するにあたっては、協力団体への謝礼やコーディネーターへの委託料等、相当の費用が必要である。
- ・コーディネーターには、地域との信頼関係、市民活動団体とのネットワーク、企画提案力等が高いレベルで求められる。
- ・地域と団体の信頼関係を築くことができれば、コーディネーターを介さない協働も期待できる。
- ・協働推進本部会議については条例で定められた報告書の作成が主たる審議内容であったが、協働推進員については、その役割を研修会等で十分に周知し、実務上も徹底できれば、全庁的な協働への意識付けに効果的である。
- ・豊中市における「協働の文化」づくり事業について、本市の協働推進にあたっては注目すべき事業であり、今後実施結果等の提供を受けられるよう努める。

2 京都府京都市

(1)「地域団体とNPO法人の連携促進事業」助成プログラム

①制度概要・経緯等

- ・NPO法人の認証・認定事務が権限移譲された後（平成24年度～）、運営に必要な資金調達のノウハウ及び活動拠点である地域との関りが課題になっていたことから、「地域団体とNPO法人との連携」をテーマに、寄附という形で地域社会から支援を得て実施する事業について、寄附と同額を補助するマッチングファンド方式の助成制度を導入した。
- ・導入にあたっては、公益財団法人京都地域創造基金（以下、基金）が独自に実施していた「事業指定助成プログラム」を活かす形で、市と基金が協働に着手した。
- ・基金の事務手数料は市からの委託料で賄われており、寄附金は全て団体に還元される。
- ・事業採択に係る審査は、基金主催の選考会で実施。（市も選考委員及び事務局として出席）

②市と基金の役割分担

市	・事業の広報発表 ・寄附募集パンフレットの作成	・事業募集 ・助成金の交付事務
基金	・マッチングに向けた働きかけ（説明会、勉強会） ・プレゼンテーション及び選考会の運営 ・寄附募集口座及びホームページの開設 ・寄附金の交付事務	

③対象団体

- ・市民活動団体側は、市内での活動実績があり、特定非営利活動法人きょうとNPOセンターが運営する社会的認証「きょうえん認証」を取得しているNPO法人
- ・地域側は、市内の自治会・町内会等の地縁団体に加え、老人クラブやPTA等の各種地域団体

④採択件数の推移等

年度	採択件数	年度	採択件数	年度	採択件数
平成25年度	10件	平成27年度	4件	平成29年度	2件
平成26年度	8件	平成28年度	4件	平成30年度	4件

- ・過去すべての申請について、選考会にて公益性があると認められ採択している。
- ・平成27年度以降は、事業実施団体へのヒアリング結果をもとに、フォローアップの拡充を目的に補助対象事業数を見直すとともに、助成額上限の引き上げを行った。

⑤寄附金の募集

- ・基金が開設する寄附募集専用のホームページ又は電話での申し込みにより、銀行振込、郵便振替、クレジットカード、現金で受け付けており、寄附は税額控除の対象となる。
- ・過去の採択事業において、目標額に対する寄附金（累計）の割合は、9割を超えている。
- ・ホームページ上ではクラウドファンディングの形式で目標額及び寄附額を示している。
- ・市及び基金についても事業紹介や寄附募集を行うが、団体自身が主体的に事業をPRし寄附を呼び掛けることで、資金調達に係る経験値の向上や団体の自立に効果を上げている。
なお、これらの取組により、事業に賛同する不特定多数の方からの寄附を得ている。

⑥スケジュール（令和元年度参考）

6月上旬～8月上旬	事業募集
6月中下旬	事業説明会の開催
7月中	勉強会の開催
8月下旬	プレゼンテーション及び選考会の開催
10月上旬～1月下旬	寄附募集期間
～3月中旬	団体の実績報告書の提出

⑦課題と対応

	課題	課題への対応
寄附	・ステークホルダーを除いた、一般市民の方に対する寄附の周知及び働きかけが難しい。	・基金による寄附募集専用ホームページを開設するほか、市の広報紙等を利用して周知したり、市主催イベント等で寄附募集パンフレットを配布する等の対応を実施。
助成	・申請件数が低迷している。 ・通年で申請を希望するNPO法人もあり、自立促進が必要。	・平成30年度から、地域団体とNPO法人を対象とした事業説明会及び申請団体への勉強会を開催している。 ・平成30年度から、従来の書類審査にプレゼンテーション審査を加え、助成金の必要性及び今後の展望等について審議を行っている。
制度全般	・両者のマッチングが困難である。共通課題はあっても、地域団体の内部調整がうまくいかなかったり、NPO法人の業務の輻輳等が原因で、事業化に至らないことが多い。	・NPO法人に対しては日々の運営等に関する実態調査を実施し、課題分析を行ったほか、地域に対してはNPO法人との連携事例を紹介するパンフレットを全戸回覧し、具体的な連携のイメージを持っていただく等の対応をとっている。

(2) 京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト

①開設の経緯・概要

- ・活動情報を広く市民に発信することにより、事業内容の透明化を図るとともに、法人の活動を支援するため、地域団体（自治会・町内会）とNPO法人に関するポータルサイトを構築し、平成24年11月に開設した。
- ・市ホームページでは実現できない、NPO法人検索機能の多様化、情報公開すべき膨大なデータ管理、即時の情報更新等が可能となった。
- ・地域やNPO情報等、一部はいつでも市で編集可能で、それ以外の記事やレイアウトは委託業者において編集している。

②出会いのひろば

- ・地域とNPO法人の両者から、協力してほしいこと、協力できることを書き込む掲示板。
- ・利用件数は低迷しているが、掲示した団体の活動を「地域団体とNPO法人の連携促進事業」で採択するなど、一定の効果が生まれている。

(3) 京都市市民活動総合センター

①概要

- ・NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図るための公設民営の拠点施設として、平成15年6月に「ひと・まち交流館 京都」2階に開設した。

指定管理者：特定非営利活動法人きょうとNPOセンター

- ・センターでは、市民活動を行う個人または団体のニーズに応じた活動の場を提供するとともに、市民活動に対する「①情報収集・提供」「②各種相談」「③団体等の育成」「④幅広い交流の場の提供及び連携・協働事業の展開」の4つの柱で事業を展開しているほか、平成24年度のNPO法人事務権限移譲後は、「NPO法人の認証・認定相談業務」「専門家による個別相談業務」「認定NPO法人への移行に向けた講座の開講」を追加で実施している。

②企業や大学等の他セクターとの連携

- ・NPO法人を含む市民活動支援団体と企業や大学、地域団体等が、それぞれの特性を生かしながら連携・協働することを目的としている。

- ・市内大学の協力による大学生ボランティアスタッフの動員のほか、地域の将来に問題意識を持っている中小企業経営者や事業者との事業連携を図っている。

(4) その他、地域活動団体と市民活動団体の連携を促進する方策等について

①全戸回覧の実施

- ・市内の自治会長・町内会長を対象としたアンケート結果の分析に加え、地域団体とNPO法人の連携を啓発するパンフレットを作成し、令和元年12月に全戸回覧を実施した。
- ・「地域の皆様とNPO法人による地域活性化に向けた取組」として、課題、解決策、成果が分かるよう過去の事例を一部紹介するとともに、記事の内容について京都市自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの「出会いのひろば」にも掲載した。

京都市の視察から得たこと

- ・「地域団体とNPO法人の連携促進事業」助成プログラムにおいて、団体自身が事業のPRを積極的に担うという枠組みには、寄附を集めたい団体、制度を周知したい行政双方にメリットがあり、実効性のある制度設計である。
- ・自治会・町内会&NPO応援ポータルサイトは、一見しただけでサイトの趣旨が閲覧者に伝わる秀逸なものだが、その前段で徹底的に周知することが大切である。
- ・市民活動総合センターでは、寄附文化醸成に係る取組や助成金情報、講座関係が特に充実しており、受託者の専門性の高さ、NPO法人等の資金獲得への熱意が感じられた。
- ・地域への回覧やホームページの相互連携等、複数の所管にまたがる施策も検討する必要がある。